

現代リース会計の現実的機能

加 藤 盛 弘

- I はじめに
- II リース資本化処理方式の会計原則化
 - 1 リース資本化処理会計基準の導入
 - 2 「実質的購入」の拡大
 - 3 現代リース会計基準の確立
- III リースの具体的会計処理方法
 - 1 賃借人：キャピタル・リース——賃貸人：セールス・タイプ・リース
 - 2 賃借人：キャピタル・リース——賃貸人：直接金融リース
 - 3 セール・アンド・リースバック
- IV 現代リース会計処理方式の意味
 - 1 会計上の利益数値の縮小
 - 2 税務上のリース処理との相違と減税現象の論理化
- V 現代リース会計合理化の論理

I は じ め に

とりわけ、1960・70年代以降、取引価格・原価配分を基本的要素とする近代会計理論体系の枠組のなかにおさまりきらない新しい会計実務の導入が、その勢いを増している。リース会計もその一つの重要な例である。今日のアメリカの会計原則設定機関である財務会計基準審議会（FASB）の1970年代の最大の問題は、リース会計であったと言われるほどである。¹

1 Sidney Davidson, Clyde P. Stickney and Roman L. Weil, *Intermediate Accounting: Concepts, Methods, and Uses*, The Dryden Press, 1981, p. 18・1.

リース会計がそのように大きな問題であるとされる要因はどこにあるのであろうか。それは現代リース会計が、近代会計原理の根幹に抵触するような会計処理方法を伴っているからであろう。

リースは近代会計においては賃貸借契約として扱われてきた。リース契約がなされた時点では、リース賃貸人(レッサー)からは、いまだ何の用役も提供されておらず、したがって、またリース賃借人(レスシー)側には何の債務も発生していない。資産・負債について何の変動もない。したがって、近代会計のもとにおいては、リース契約時点では何の仕訳もなされない。リース財産が使用されて賃貸借料の支払がなされたとき(または支払義務が生じたとき)に、はじめて、賃借人側では〈借方:支払賃貸料,貸方:現金預金〉、賃貸人側では〈借方:現金預金,貸方:受取賃貸料〉という仕訳がなされるにすぎない。ところが現代アメリカリース会計は、ある種の条件をみたすリースについては、その契約時点において資産と負債の増加を基本帳簿において認識すべし、というのである。すなわち、リース契約時点において、賃借人側には〈借方:リース資産,貸方:リース負債〉、賃貸人側には、基本的には〈借方:リース受取債権,貸方:資産および未稼得利益〉という仕訳を義務づけるのである。とりわけ、賃借人側において、リース財産の使用権という資産の増加と、それにかかわる支払債務という負債の増加を基本帳簿に認識・計上することが著しい特徴点である。このような資産や負債は近代会計の資産・負債概念をもってしては論理化されえなかったものである。リース契約時点での資産・負債の計上は未履行契約を認識・計上²することになるとして、近代会計においては、

2 たとえば、ある会社がある人との間に、社長として勤務することを内容とする5年契約を結ぶとする。その会社は5年間の支払を義務づけられるし、その人は社長として5年間働くことを義務づけられる。これは未履行契約の一例である。今日においても会計は、このような、社長から将来受取ると予想される用役を資産として、また義務づけられる支払の現在価値を負債として計上することは認めていない。したがって、現代リース会計の論理では、このような未履行契約との関連が一方では問題とならざるをえないわけである。

その計上を許されなかったのである。したがって、現代リース会計におけるリース契約時点での資産・負債の認識という会計処理方式は、近代会計の枠組の変更なしには果たしえない、という重大な問題を含んでいるわけである。

本稿はそのような意味をもつ現代リース会計はどのように具体的に会計処理されるのか、そしてどのような論理と会計基準によって合理化されるにいたったのか、そのような会計処理は会計上どのような意味をもつのか、とりわけ会計上の利益にどのような影響を与えるのか、について考察するものである。

II リース資本化処理方式の会計原則化

アメリカ会計士協会が発行する *Accounting Trends & Techniques* によれば、1979年で、600社中442社もが、すでにリースを契約時に資本化する会計処理をとっていることがわかる(第1表)。また、1977年度の増加はとりわけ顕著である。それは、リースの資本化処理を定める会計規定を整備し、リース会計の会計原則化(=GAAP化)について一応の結着をみた財務会計基準第13号「リースの会計処理」が1977年1月1日以降のリー

第1表 リース資本化実務の増大化

	1979	1978	1977	1976
資本化されたリースのみをもつ会社	70	46	59	37
資本化されたリースとされていないリースともつ会社	352	314	274	164
資本化されていないリースのみをもつ会社	115	156	194	300
リースを開示していない会社	63	84	73	99
合計会社数	600	600	600	600

出所：AICPA, *Accounting Trends & Techniques* 1980.

ス契約から発効したことに関係していると思われる。それゆえ、新しいリース会計実務は、一方ではそのような実務を支える「一般に認められた会計原則」(GAAP) の設定をうながすとともに、一方ではそのような GAAP に支えられることによって発展してきたといえよう。そこで、つぎに、アメリカにおけるリース会計基準の設定過程の考察を通じて、リースを資本化する会計処理方式が近代会計の枠組との関連で、どのように「一般に認められた会計原則」として確認されてきたのかを考察してみよう。

1 リース資本化処理会計基準の導入

—「実質的購入」論による論理化—

アメリカの会計原則に、リースの資本化処理方式についての規定がはじめて現われたのは1949年の会計研究公報第38号「リース賃借人の財務諸表における長期リースの開示」であった。この研究公報は、3年以上の長期リース契約にもとづく年間賃借料の金額、その支払期間、その契約にともなうその他の重要な債務または保証について、それらが重要と考えられる場合には、財務諸表またはその脚注において開示すべきことを義務づけた。そしてまた、「(そのリース) 取引が実質上購入であることが明白である場合には、『リース』財産はリース賃借人の資産に含め、それに相応する負債および損益計算書における関連費用についても適切な会計処理をしなければならない³」ことを規定した。

このように、ある種のリースがリース契約時点において、リース賃借人

3 AICPA, *Accounting Research Bulletin No. 43, Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*, 1953, Chapter 14, paragraphs 5 and 7. なお、AICPA および FASB のリース会計基準の制定過程については、つぎの諸文献で論じられている。FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 13, Accounting for Leases*, 1976, Appendix A: Background Information. 花堂靖二「欧米におけるリース会計の動向」『企業会計』1980年12月号。戸張喜一郎「アメリカ企業会計審議会のリース会計基準の設定について」『会計ジャーナル』1977年4月号。

の側で資産・負債の増加として記録する会計が導入されたのである。伝統的に、会計はリース(賃貸借)契約を会計上の取引とは見ず、リース料(賃貸借料)の支払を記録対象としてきたことと比較して、このような会計規定は、会計処理方法の形態としては、まさに大きな転換であった。だが、もとより、この会計研究公報第38号によるリースの資本化処理規定は近代会計の枠組をはみ出すものではなかった。逆に、近代会計の枠組のなかで、リース資本化処理の導入をはかったものである。その枠組のなかでの導入の論理として、契約の形式としては賃貸借であるリースを、「実質上の割賦(分割払いによる)購入」として解釈する方法をとったのである。伝統的な会計が固定資産の分割払いによる購入を、固定資産の取得と未払金の発生として計上するのと同様に、経済的実質を重視するということによって、リースを実質上の購入として論理づけ、近代会計体系のなかでのリースの資本化処理を導入したのである。このようにして、会計研究公報第38号において、「実質上の購入」という論理的枠組内で、とにかくリースの資本化処理が、一般に認められた会計原則のなかに導入されたのである。

会計研究公報第38号の公表から久しく経った1962年に、アメリカ公認会計士協会から『会計調査研究』の第4号として、マイヤーズ教授著『財務諸表によるリースの報告』が刊行された。この『会計調査研究』はGAAP形成機関が「会計手続委員会」から「会計原則審議会」に組織変更された経緯からして、GAAPそのものを形成するものではないが、GAAP設定の基礎となる研究を進めることによって、その後につくられるAPBオピニオン(GAAPの地位をもつ)に科学的基礎を提供することを目的としていた⁴。したがって、このマイヤーズによる『会計調査研究』第4号も、リース会計についてのGAAPの基礎となることを意図して公刊されたものであろう。

4 拙書『会計原則の理論』森山書店、昭和55年、54—55ページ。

『会計調査研究』第4号は、さきの研究公報第38号によるリースの資本化処理の枠組を踏み出す勧告をした。すなわち、「リースが財産権を生ぜしめる程度において、その財産権とそれに関連する負債を測定し、貸借対照表に計上すべきである⁵」、と勧告した。ここでの財産権は財産の所有権のみではなく、リース財産に対する使用権をも意味しているものと思われる。したがって、それは研究公報第38号でいう「実質購入」のリースのみならず、財産の使用権のみを取得するリースにまで資本化処理を拡大する提案であり、したがって、近代会計理論の枠内におさまりきれない提案であると理解できよう。

この『会計調査研究』第4号の2年後(1966年)に公表された APB オピニオン第5号「リース賃借人の財務諸表におけるリースの報告」は、本来、『会計調査研究』第4号に依拠してその内容が形成されることが、制度のあり方としては期待されたのであろうが、現実の結果としては、『会計調査研究』第4号の「財産権の取得」の考え方を否定して、研究公報第38号の「実質上の購入」の考え方を引きつぎ、その会計処理方法を補完し、整備するものとなった。APB オピニオン第5号は「実質上の購入」の立場をとることを、以下のようにきわめて明確に記述している⁷。

「実質的に財産の割賦購入であることが明らかなリース」の場合には、「法律上の形式ではなく、契約の実質」によって購入として扱い、「貸借対照表において、資産および負債として表示しなければならない」。リースが実質上の割賦購入かどうかの判断基準は、リース料の支払いによってリース賃借人の側に「その財産に対する実質的な持分(material equity)を生ぜしめることになる」かどうかの点に求められる。「将来の賃借料支払と交換に財産使用権をとりきめるにすぎないリースは、その財産に対する持分を生ぜしめず」、したがって「未履行契約にほかなら

5 John H. Myers, *Reporting of Leases in Financial Statements*, AICPA, 1962, p. 4. [古藤三郎訳『リース会計』同文館 昭和48年, 6ページ。]

6 *Ibid.*, p. 7. [前掲訳書9ページ。]

7 AICPA, *APB Opinion No. 5: Reporting of Leases in Financial Statements of Lessee*, 1964, paragraphs 7, 8, 9, 10 and 15. [日本公認会計士協会国際委員会訳『AICPA 会計原則審議会意見書』, 大蔵財務協会, 昭和53年。]

ない。「未履行契約の未履行部分に関する権利義務は、現在のいわゆる一般に認められた会計原則によれば、財務諸表における資産および負債とは認められない」。「リースにもとづく権利義務で、たんに財産を使用する権利をもたらすだけで、リース賃借人に財産に対する持分を生ぜしめないものは、財務諸表において、資産・負債として記録」しない。

さらにまた、オピニオン第5号は「実質持分基準」をみたすリースを割賦購入とみる立場にたつことから、リース賃借人側でのリース資産の償却は、リースの支払期間とは関係なく、リース資産の性質と用途に適した方法を選択すべきである、と規定した。

このように、APB オピニオン第5号は近代会計においてその認識・計上を否定されている未履行契約としてのリースの資産・負債計上を規定したのでは決してない。リース賃借人の側に「実質的な持分を生ぜしめる」リース契約を、「実質的に割賦購入」であるとすることによって、一般に認められた会計原則の枠内にあるという立場から、「実質的持分基準」をみたすリースの資本化を論理化したのである。

このような公報第38号から APB オピニオン第5号にいたる「実質上の割賦購入」(会計研究公報第38号) → 「財産権の取得」への拡大(『会計調査研究第4号) → 「実質的持分基準」 = 「実質上の割賦購入」(APB 第5号) というリース会計基準の設定過程が示すものは、一方ではリースの資本化処理への要求の強さであり、他方ではそのような会計処理方法への合意を形成することの困難さであろう。だからこそリースの資本化処理を合意の得やすい伝統的取引概念の枠内にある分割払による「購入」として、とにかく論理づけたのである。それだけにまた一面では、資本化処理するリースの範囲を「購入」の概念内におさまりうるものに限定せざるを得ないことになった。それゆえに、その後のリース会計処理の展開は、一方での資本化処理しうるリースの範囲の拡大と、他方での、そのリース処理の拡大を論理化するための理論の枠組の拡大・変更との関連のなかで進展すること

になる。

2 「実質的購入」の拡大

会計原則審議会はさきのリース賃借人の会計を規定した第5号とは別に、リース賃借人の会計を扱う APB オピニオン第7号と第27号を公表した。この第7号と第7号の立場をさらに具体化した第27号とは、第5号の「実質上の購入」を拡大し、さらに一步踏み出す内容を含んでいた。

すなわち、第7号はリース賃借人のリース料に関する収益および費用のリース期間への配分方法として、伝統的な賃賃料処理方法である「営業方式」(operating method)と、リース料の新しい処理方式である「金融方式」(financing method)をかかげた。後者の金融方式はリース賃借人側での資本化処理を前提として含むものであるが、その金融方式を採用すべきリースの選択基準として、リース財産の見積耐用年数とリース条件、契約の更新または購入選択権の有無、リース賃借人が契約更新または購入選択権を行使する可能性の有無とともに、「所有に伴う通常危険(…)または所有権の利益(…)がどの程度賃借人のものとなり、賃借人のものとなるかを示すリース規定⁸」をかかげた。この「所有に伴う便益および危険の実質的移転」という概念をリースの金融方式処理の判断基準としたことは、リース賃借人側での「実質的購入」に限定することなく、その枠を拡大して、財産の使用権のみを移転するリースを、賃借人側では金融方式によって処理する可能性をもたらした。事実、第7号を補完し具体化した第27号では、所有に伴う危険と便益を賃借人に移転したがゆえに賃借人側では実質上、売上として認識し、金融方式処理すべき場合の一つとして、解約不能なリース期間にリース賃借人が支払うべき賃借料の現在価値(投資税額控除がある場合にはそれとの合計金額の現在価値)が当該リース財産の通常

8 AICPA, *APB Opinion No. 7: Accounting for Leases in Financial Statements of Lessors*, 1966, paragraph 7. [日本公認会計士協会国際委員会訳, 前掲訳書, 74ページ。]

の販売価格または適正価値 (fair value) に等しいか、それ以上であることをあげている。この規定によれば、⁹「リース契約満了後、リース資産の見積残存経済耐用年数から生ずる将来の追加的収益 (再販売または再リース契約による収益) が合理的に期待される場合においても、売上として計上する」¹⁰ことになる。

このように、賃貸人側では実質上の売上の解釈を拡大し、APB オピニオン第5号の「実質的持分基準」=「実質上の割賦購入」の枠組をのり越えることになる。このことは基準間の関係の問題としては賃借人側のリース会計処理と賃貸人側のリース会計処理の不統一をもたらす可能性をもつ、¹¹という基準間の矛盾をひきおこした。他方、現代リース会計のGAA P化過程の分析という視点からみれば、このことはリース資本化処理という現代リース会計実務をGAAPとして確認する (位置づける) 基本方向に向っての一步である、とみることができる。合意形成の困難さのなかで紆余曲折をへながら (そのことによって合意の形成を準備している側面も見のがせない)、基本的にはリース資本化処理の要求の強さのなかで、第5号との矛盾を承知しつつ、¹²「実質的購入」の論理的制約枠を越えて一步踏み出したものである。

3 現代リース会計基準の確立

(1) FASB ステイトメント第13号とその修正

9 AICPA, *APB Opinion, No. 27: Accounting for Lease Transactions by Manufacturer or Dealer Lessors*, 1972, paragraph 4. (日本公認会計士協会国際委員会訳, 前掲訳書, 485ページ。)

10 *Ibid.*, a dissenting opinion of Mr. Watt attached to the *APB Opinion No. 27*. (前掲訳書, 493ページ。)

11 Financial Accounting Standards Boards, *Statement of Financial Accounting Standards No. 13: Accounting for Leases*, 1976, paragraph 61. (日本公認会計士協会国際委員会訳『財務会計基準第13号 リースの会計処理 (その2)』JICPA News No. 263 April 1979, 56ページ。)

さて、リース賃借人とリース賃貸人のリース会計処理基準間の矛盾を調整して、現代リース会計の基準を具体化し、制度化することに一応の決着をつけたのは1976年11月に公表された財務会計基準ステイメント第13号『リース会計』であった。その方向は会計研究公報第38号や APB オピニオン第5号のように、伝統的会計体系の枠内にあってリースを実質的に「割賦購入」として合理化する方向に逆もどりするものでは、決してなかった。FASB ステイメント第13号は「割賦購入」の概念を、リース資本化の基準としてはあまりにも限定的である¹³、として否定した。そして、APB オピニオン第7号、第27号で示された「所有に伴う便益および危険の実質的移転」の概念にたつて、リース賃借人と賃貸人の会計を統一化するものであった¹⁴。伝統的会計の枠組から踏み出し、それと矛盾する理念のうえにたつて資本化処理するリースの範囲を一層拡大する方向にたつたのである。これはリースを資本化処理する会計方式への要求の強さを示すものであろう。

しかし、FASB 第13号は「リース会計全般にわたるあらゆるポイントに対して理論的に斉合し¹⁵、あいまいさや APB オピニオン等の他の規定との不一致もない、といった完全なものではもとよりありえない。FASB ステイメント第13号の公表以後、FASB はステイメント17号、22号、23号、26号、27号、28号、29号の諸ステイメントを、この第13号の部分的修正または補足として公表し、さらに FASB 解釈 (Interpretation) 19

12 このことは APB オピニオン第7号のつぎの文言に明確に示されている。「審議会はここで述べた結論がオピニオン第5号『リース賃借人の財務諸表におけるリースの報告』で述べた結論と矛盾しないかどうかについて提起された質問に留意している。」(APB Opinion No. 7, paragraph 18. [前掲訳書, 79ページ。])

13 FASB Statement No. 13, paragraph 69. [前掲訳, 57ページ。]

14 Ibid., paragraph 60. [前掲訳, 56ページ。]

15 花堂靖仁「欧米におけるリース会計の動向」『企業会計』1980年12月号, 44ページ。

号、21号、23号、24号、26号、27号をステイトメント第13号の解釈を補うものとして出したことは、その状況を示しているであろう。そして、ステイトメント第13号に対するこれらの修正ステイトメント（その修正は第13号の所有に伴う便益および危険の移転という基本的立場を変えるものでは決してない）や解釈が出されたことによって、どの部分が修正されているのか、どの部分がどのように解釈されるのかを、全体的に統一的に把握することが煩雑で難しくなったことから、それらの修正や解釈をまとめて調整し、一つの文書とすることが必要とされるにいたった。そのような実務上の要求から、修正ステイトメント第13号とその解釈を一書にまとめた *Accounting for Leases* が1980年5月に FASB から公刊された。このようにして、現代アメリカリース会計基準の形成・制度化は一応達成したとみられよう。その基本的内容はステイトメント第13号とかわるものでないことは当然である。

(2) 現代リース会計基準の内容

つぎに、アメリカの現代リース会計基準の基本部分について考察しよう。¹⁶

A. リース分類基準

財務会計基準ステイトメント第13号『リース会計』とそれを部分的に修正する諸ステイトメントを調整したステイトメント（以下にんにリース・ステイトメントと略称する）の規定は、「所有に伴うすべての便益と危険を実質上移転するリースは、リース賃借人側では資産の取得と債務の発生として、リース賃貸人側では販売または融資として会計処理すべきである、と

16 なお、前掲の花堂教授の論文では、FASB ステイトメント第13号のリース分類とリース処理基準が手ぎわよく1表にまとめられている（花堂、前掲論文41—42ページ。）また、戸張氏の下記の諸論文では、設例とその仕訳を含めて FASB のリース会計基準についての詳しい説明がなされている。（戸張喜一郎『FASB リース会計基準』（その1, 2, 3, 4）『会計ジャーナル』1977年5月、10月、1978年1月、12月。）

17
いう立場からなされている」。その他のリースはオペレイティング・リースとし、伝統的会計処理方法にしたがって、リース料の支払の際に、支払リース料をもって、賃借人側では費用に、貸与人側では収益に計上する。したがって、「所有に伴うすべての便益と危険の移転」がリース会計処理方法の適用を分ける基本原則となる。リース・ステイメントは、リース賃借人側ではリースをキャピタル・リースとオペレイティング・リースに分類することとし、つぎの分類基準のいずれか一つに合致するものはキャピタル・リースである、としている。

パラグラフ7：

- a. リース期間の終了時点までに当該財産の所有権をリース賃借人に移転するリース。
- b. 割安購入選択権のあるリース。
- c. リース期間（割安更新選択権のある期間を含む）がリース資産の見積経済耐用年数の75%以上であること。
- d. 最低リース支払額からリース賃借人が支払うべき管理費用部分を控除した金額のリース開始時点における現在価値が、リース賃借人にとってのリース開始時点における当該リース財産の公正価値から、リース賃借人が留保しかつ実現すると予想される投資税額控除を控除した金額の90%以上であること。¹⁸

このように、a, bの実質的購入以外に、「便益および危険の移転」の概念にもとづいて、割賦購入の概念では包含できないリース期間（75%以上）の基準(c)や、回収（90%）基準(d)が含まれ、キャピタル・リース処理をうける範囲が拡大されている。

一方、リース賃借人の側では、リースは(a)販売リース、(b)直接金融リース、(c)レバレッジド・リースの広義のキャピタル・リースのグループと、それ以外のオペレイティング・リースに分けられる。

リース賃借人の立場からはリース開始時点で、あるリースが、さきのリース賃借人のキャピタル・リースについての4つの基準（パラグラフ7の基

17 Financial Accounting Standards Board, *Accounting for Leases*, May 1980, iii.

18 *Ibid.*, paragraph 7.

準)の一つ以上に合致し、かつ、つぎの a、b 両基準をみたまず場合には、販売リースか直接金融リースか、いずれか妥当なものに分類される。それ以外の場合にはすべてオペレーティング・リースとなる。

- a. 最低リース支払額の回収可能性が合理的に予想しうること。
- b. リースにもとづいて賃借人が今後負担すべき費用で他から補填されないものについて、重要な不確実性が存在しないこと。¹⁹

このように、リース・ステイトメントにおいてはパラグラフ7の4つのリース分類基準がリース賃借人側と貸人側とに共通に適用されることによって、さきの APB オピニオン第5号と第7号および第27号との間に存在したような不一致はとりのぞかれた。したがって、賃借人側でキャピタル・リースとして会計処理されるリースは、貸人側でも広義のキャピタル・リース(販売リースまたは直接金融リース)として、同一の立場から会計処理されるように統一化された。ただ、キャピタル・リースとしての4つの基準には合致しながら、貸人側にも適用される二つの分類基準には合致しない場合には、賃借人側ではキャピタル・リースとして会計処理するが、貸人側ではオペレーティング・リースとして処理するという不一致が残ることになる。

だが、このリース・ステイトメントの分類基準の理解(位置づけ)にとって重要なことは、そのような若干の不一致点ではなしに、何よりも、両者に統一的に適用される基準をつくり、そのことによって、その基準に適合するリースはその他のリースやレンタルとは異なるのであり、したがって、特別な(伝統的会計処理とは異なる)会計処理をうけるに値するものであること、すなわち、特別賃貸借契約→新リース会計処理の適格性を会計制度的に合理化することにある。

B リース会計処理基準

(i) リース賃借人の会計処理

19 Ibid., paragraph 8.

① キャピタル・リース

- a. リース契約時（開始時）の処理：賃借人はリース期間中の最低リース支払額から、賃貸人が支払う管理費用等に相当する金額を控除した金額の、リース期間開始時の現在価値に等しい金額をもって、資産と負債を計上する。
- b. 資産の償却：さきのキャピタル・リースの分類基準の a または b に該当する場合には、同種の所有資産に対してとられる通常の減価償却方針と同じ償却方針によって償却する。c, d に該当する場合には、償却期間はリース期間とし、その他の条件は a, b の場合に準ずる。
- c. 負債とリース支払額の処理：リース期間中の毎期のリース支払額は、負債残高に対する利率が一定になるように、負債の減少（控除）部分と利息部分とに分解して処理する。
- d. リース終了時の処理：資産と負債の残高を消去し、その差額を利得または損失とする。²⁰

② オペレイティング・リース

通常、オペレイティング・リースの支払レンタル料は、支払期日が到来したときにそのリース期間の費用とする。²¹

(ii) リース賃貸人の会計処理

① セールス・タイプ・リース

- a. 総投資額：最低リース支払額（賃貸人が支払うべき管理費用ならびに、それに対する利益が含まれる場合には、それを控除した純額）プラス賃貸人の利益に帰する無保証残存価値の合計額をリースの総投資額として記録する。
- b. 未稼得利益の繰延：上記総投資額の二つの構成要素を計算利率を用いて割引いた現在価値の合計をリースの純投資額とし、総投資額からその純投資額を控除した差額を未稼得利益 (unearned income) として繰延べ計上する。
- c. 未稼得利益の償却：未稼得利益は受取利息相当分である。したがって、未稼得利益はリースの純投資額に対する毎期の投資利益率が一定になるように、リース期間にわたって利益に振替える。
- d. 売上収益と売上原価：最低リース支払額の現在価値を売上収益とし、当該資産の原価（または帳簿価額）から支払保証のない残存価値の現在価値を控除した金額を売上原価とする。その売上原価と当初の直接費用を収益から控除して

20 *Ibid.*, paragraphs 10-12 and 14c.

21 *Ibid.*, paragraph 15.

売上利益を計算する。

- e. 見積残存価値の修正：見積残存価値は毎期見直し、当初の見積額を下回るこ
とが判明し、かつその下落が一時的でない²²と判断される場合には、純投資額を
減額して損失を計上する。見積残存価値の増額修正はしてはならない。

② 直接金融リース

- a. 総投資額：セールス・タイプと同じ。
b. 未稼得利益の繰延：リースの総投資額と当該リース資産の原価（または帳簿
価額）との差額を未稼得利益として計上する。当初の直接費用は発生時に費用
化し、その直接費用と同額の未稼得利益を期間利益として認識する。
c. 未稼得利益の償却：セールス・タイプと同じ。
d. セールス・タイプのdは不要。
e. 見積残存価値の修正：セールス・タイプと同じ。²³

③ オペレイティング・リース

- a. リース資産の扱い：リース資産は貸借対照表上有形固定資産に含め、通常の
減価償却方針にしたがって償却する。
b. レンタル料の処理：リース料は受取期日が到来したときに計上し、リース期
間にわたって利益として処理する。
c. 当初の直接費用は繰延計上し、レンタル料収入の計上に比例して、リース期
間にわたって配分する。²⁴

このようにして、FASB のリース・ステイメントはリース契約時に、
「所有にもなうすべての便益と危険を 実質的に移転」するとみられるリ
ースについては、リース賃借人側に対しては資産の取得、負債の発生とし
て処理することを義務づけている。そして貸借人側に対しては、そのリ
ースの内容によって売上あるいは融資として処理することを義務づけてい
る。とりわけ、賃借人側では借入金によって資産を取得したと同様にみる
ことから、資産は賃借人が所有する他の固定資産に対する減価償却と同じ
ように、その企業が採用する償却方法によって、そしてまたリース期間と

22 *Ibid.*, paragraph 17.

23 *Ibid.*, paragraph 18.

24 *Ibid.*, paragraph 19.

は異なる当該資産の耐用年数期間(キャピタル・リースの分類基準のaかbに該当する場合)にわたって償却することになる。これは伝統的な賃貸借料の会計処理方法とはまったく異なるものであることはいうまでもない。このようなリース資本化処理を支えるための重要な論理として、近代会計の論理の枠組を離れて会計処理することを合理化する「実質優先」²⁵の概念や、さらに、その実質優先の概念を合理づける情報の質論や、情報利用者の意思決定論を基礎とする会計目的論などの論理体系が組み立てられ、機能している。問題は新しく構築されたそのような現代会計の論理体系によって支えられるリースの資本化処理が会計上において果たす機能は何か、ということである。換言すれば、経済現象や法律現象としてのリース現象ではなしに、会計現象としてのリース会計処理の性質は何か、ということである。そのことの解明のために、つぎにリース会計の技術的・具体的処理方法について考察しよう。

Ⅲ リースの具体的会計処理方法

FASB のリース・ステイトメントはさきに考察したように、「所有に伴う便益と危険を移転するリース」をリース賃借人に対してはキャピタル・リースとして、賃貸人に対してはセールス・タイプ・リースあるいは直接金融リースとして、また第三者の資金的挺入れをうける特別の金融リースをレバレッジド・リースとして処理することを規定している。そこで、ここでは賃貸人側にとってセールス・タイプ・リースまたは直接金融リースとなる代表的なキャピタル・リースについての二つの例と、特別な融資形態として論理化されるセール・アンド・リースバックの例によって、賃

25 中島省吾「リース会計と実質優先思考」『企業会計』1980年12月号。

Philip E. Myers, A Framework for Understanding "Substance over Form" in Accounting, *The Accounting Review*, January 1976.

借人と貸貸人の双方の会計処理(仕訳)を考察してみよう。

1. 賃借人：キャピタル・リース——貸貸人：セールス・タイプ・リース

——解約不能な設備のリース——

²⁶
〔設例1〕

- ① リース開始日 19×1年12月31日
- ② リース期間 4年
- ③ リース資産の見積経済耐用年数6年, その時点の残存価値0
- ④ リース資産の契約時の公正価値 \$14,000
- ⑤ 賃借人にとってのリース資産の原価 \$11,500
- ⑥ リース料 年額\$4,000で, 19×1年12月31日に第1回目を支払い, 以後, 各年度末に支払う。
- ⑦ 賃借人は減価償却法に定額法を使用
- ⑧ 賃借人はリース期間終了時(19×5年12月31日)にリース資産を\$78で購入しうる選択権を有す。\$78は割安購入選択権と考えられる。
- ⑨ 契約当初直接費用なし。
- ⑩ 利子率 賃借人の計算利子率は年10%。賃借人の追加借入利子率は年12%で, 賃借人は貸貸人の計算利子率を知らない。

その他の条件

リース料の回収可能性は確実であり, 維持費, 保険料等の管理費用は賃借人が全額支払う。

(1) リース分類基準の適用

キャピタル・リースの分類基準(パラグラフ7)

- a. 該当せず 所有権は移転せず
 - b. 該当 割安購入選択権あり
 - c. 該当せず リース期間は見積経済耐用年数の66.6%
 - d. 該当 賃借人の場合, 12%の利子率を用いた最低リース支払額の現在価値は\$13,657で, 公正価値の97.6%にあたり, 90%基準をみたす。
- bとdの条件に該当するがゆえに, 賃借人にとってキャピタル・リースとな

26 本設例およびその仕訳は下記の書物に示されているのものである。A. N. Mosich and E. John Larsen, *Intermediate Accounting*, 1982, McGraw-Hill, pp. 818-821

る。一方、賃貸人にとっても、リース料が回収確実であり、賃借人への保証コストの金額に不確実性はない、という二つの追加条件をみたすがゆえにキャピタル・リース（販売益が出るのでセールス・タイプ・リース）となる。

(2) 賃借人の会計処理

まず、リース賃借人にとっての最低リース支払額の現在価値の計算過程を示すと、つぎのようになる。

19×1年12月31日の支払額	\$ 4,000
\$ 4,000ずつ各年度末に支払られるリース料を12%の利率で割引いた現在価値 (\$ 4,000 × 2.401831)	9,607
割安購入選択権 \$ 78を12%で割引いた現在価値 (\$ 78 × 0.635518)	50
最低リース支払額の現在価値 (賃借人が資本化する金額)	<u>\$ 13,657</u>

そこで、各時点におけるリース賃借人の仕訳を示すとつぎのようになる。

(i) リース契約時 (19×1年12月31日) の仕訳

(借)リース設備	\$ 13,657
(貸)リース負債	\$ 13,657

リース支払額の現在価値をもって資産と負債を計上。

(借)リース負債	4,000
(貸)現金	4,000

第1年目のリース料支払の仕訳

(ii) 19×2年12月31日の仕訳

(借)支払利息	1,159
[(13,657 - 4,000) × 0.12]	
リース負債	2,841
(\$ 4,000 - 1,159)	
(貸)現金	4,000

リース支払額をリース負債の減少部分と支払利息部分に分けて計上。

(借)減価償却費	2,276
(13,657 ÷ 6)	
(貸)減価償却引当金	2,276

27 この比率は $\frac{1-(1+r)^{-n}}{r}$ の一般式によって求められる。したがって、この場合は $\frac{1-(1+0.12)^{-6}}{0.12} = 2.401831$ となる。なお、この比率はアメリカの会計学の教科書では、多くの場合、表になって示されている。それを引用すればよい。

減価償却費の計上。割安購入選択権をもつがゆえに、6年の見積経済耐用年数を用いる。

(iii) 19×3年12月31日の仕訳

(借)支払利息	818
リース負債	3,182
減価償却費	2,276
(貸)現金	4,000
減価償却引当金	2,276

負債償還表と各年度の減価償却費を示す表をつくると〈第2表の1〉のようになる。

第2表の1 賃借人の計上費用と負債減少額

年 度	リース料 支払額(A)	支払利息 (B)	リース負債 減少額(C)	リース負債 残高 (D)	減価償却 費 (E)	計上費用 (B+E)
19×1年末	4,000		4,000	13,657 9,657		
2	4,000	1,159	2,841	6,816	2,276	3,435
3	4,000	818	3,182	3,634	2,276	3,094
4	4,000	436	3,564	70	2,276	2,712
5	オプション 行使 78	8	70	0	2,276	2,284
6					2,276	2,276
7					2,276	2,276
合 計	16,078	2,421	13,657		13,657	16,077

〈第2表の1〉からわかるように、リース負債の減少額と減価償却費とは同一ではない。資産と負債の金額はリース開始時点では同じであるが、その後は両者は無関係に減少する。すなわち、資産はその耐用年数期間にわたる減価償却費の計上によって、負債は支払リース料から支払利息(負債残高×利率)を控除した金額をもって負債返済額とみるという論理によって減額される。したがって、リース賃借人が費用として計上する支払利息と減価償却費の合計額は個々の期間では支払リース料と異なるが、リース

期間全体の合計額では一致する(端数処理で1ドルの差がでるが)。したがって、リースを資本化処理する場合もオペレイティング・リース方式で処理する場合も、リースの全期間の計上費用の合計額は同じである。しかし、各年度のそれは異なる。この設例では、リース資産の見積経済耐用年数(6年)がリース期間(4年)よりも長く、割安購入選択権があるために、減価償却費をリース期間よりも長い見積経済耐用年数によって計上しているために、初期の年度においては計上費用が逆に支払リース料よりも小さくなっている²⁸。一般には、リース期間と耐用年数が同一である場合には、初期の期間においては、計上費用(B+C)は必ず、リース支払額を超過する。つまり、リースを資本化処理する会計方式はオペレイティング方式よりも早期に費用を計上しうることになる。そのことの例証として設例1の条件のうち、見積経済耐用年数を4年に変更して、負債償還表と計上費用額を示す表をつくると〈第2表の2〉のようになる。それによれば、

第2表の2 賃借人の計上費用と負債減少額

年 度	リース料 支払額(A)	支払利息 (B)	リース負債 減少額(C)	リース負債 残高(D)	減価償却費 (E)	計上費用 (B+E)
19×1年末	4,000		4,000	13,607 9,607		
2	4,000	1,153	2,847	6,760	3,402	4,555
3	4,000	811	3,189	3,571	3,402	4,213
4	4,000	429	3,571	0	3,402	3,831
5					3,401	3,401
合 計	16,000	2,393	13,607		13,607	16,000

設例1の条件を、見積経済耐用年数4年、その時点の残存価値0、割安購入選択権なし、に変更する。

28 このことは経済制度としてのリースの重要な特徴の一つは耐用年数の実質的短縮(この場合は6年から4年への)であり、この支払リース料がそのまま税務上損金として認められる場合には、耐用年数の短縮による減税効果をもつ、ということである。(Albert H. Cohen, *Long Term Leases: Problems of Taxation*, \

初期の2つの年度の計上費用はそれらの年度の支払リース料を超過しており、費用が早期に計上されることを示している。

(3) 賃貸人の会計処理

リース賃貸人の純投資額とリース売上利益はつぎのように計算される。

19×1年12月31日の受取額	\$ 4,000
\$ 4,000づつ各年度末に受取るリース料を10%の利子率で 割引いた現在価値 (\$ 4,000 × 2.486852)	9,947
\$ 4,000づつ4回にわたって受取るリース料の現在価値	\$ 13,947
19×5年末日の \$ 78での購入選択権の現在価値 (\$ 78 × 0.683013)	53
リース純投資額	<u>\$ 14,000</u>
売上原価	<u>-11,500</u>
リース売上利益	<u>\$ 2,500</u>
 (i) リース契約時 (19×1年12月31) の仕訳	
(借)リース受取債権	16,078
(4,000×4+78)	
(貸)未稼得受取利息	2,078
売 上	14,000
セールス・タイプ・リースの開始を記録	
(借)売上原価	11,500
(貸)棚卸資産	11,500
リースした設備の原価を記録	
(借)現 金	4,000
(貸)リース受取債権	4,000
第1回目のリース料受取の記録	
 (ii) 19×2年12月31日の仕訳	
(借)現 金	4,000

Finance and Accounting, 1954, Michigan Business Studies Vol. XI, No. 5, University of Michigan Press, Chapter IV, Long-Term Financing and the Income Tax.) なお、わが国の税務上の扱いでは、法定耐用年数10年未満の資産の場合はその耐用年数の7割、法定耐用年数10年以上の資産についてはその耐用年数の6割を超える期間のリース契約の場合には、支払リース料は、その支払期間の損金としうるが、それより短いリース契約期間の場合にはリース料の一部を前払費用として扱うものとなっている。座談会「リース取引の税務上の取扱いをめぐって」『経理情報』No. 191)。

未稼得受取利息	1,000
(貸)リース受取債権	4,000
受取利息	1,000
第2回目のリース料の受取と同年度中の稼得利息	
〔純投資額×計算利率=(14,000-4,000)×0.10〕の計上。	
(iii) 19×3年12月31日の仕訳	
(借)現金	4,000
未稼得受取利息	700
(貸)リース受取債権	4,000
受取利息	700
第3回目のリース料の受取と同年度中の稼得利息	
〔純投資額×計算利率=(14,000-4,000-3,000)×0.1〕の計上。	

なお、未稼得受取利息(\$2,078)の受取利息への年度ごとの振替額を計算すると第3表のようになる。

第3表 賃貸人の年度ごとの利益の計上

年 度	未稼得受取利息の実現	売 上 利 益	合 計
19×1年		2,500	2,500
2	1,000		1,000
3	700		700
4	370		370
5	8		8
合 計	2,079	2,500	4,578

このように、賃貸人の場合にはキャピタル・リース方式で処理する方が、オペレイティング・リース方式で処理する場合よりも利益を早い期間に計上することになる。

2. 賃借人：キャピタル・リース——賃貸人：直接金融リース

——解約不能な自動車のリース——

²⁹
〔設例2〕

① リースの開始日 1977年1月1日

② リース開始時のリース資産の公正価値 \$5,000

③ 貸借人のリース資産の原価 \$5,000

④ リース資産の見積経済耐用年数 5年

⑤ リース期間 30ヶ月

⑥ リース料 月額 \$135, 月初払い。

その他の条件

⑦ 賃借人はリース期間終了時に \$2,000 の残存価値を保証する。賃借人はリース期間終了時にリース資産の売却価額が保証額を超過する場合には、その超過額を受取るものとする。

⑧ 賃借人の追加借入利率は年10.5%。

⑨ 賃借人は自己所有の自動車を定額法で償却している。

⑩ リース期間終了時の実際売却価額は \$2,100。

⑪ 投資税額控除はない。

⑫ リース料の回収可能性は確実。

(1) リース分類基準の適用

キャピタル・リースの分類基準

- a. 該当せず 所有権移転せず
- b. 該当せず 割安購入選択権なし
- c. 該当せず リース期間は見積経済耐用年数の50%
- d. 該当 賃借人の場合、10.5%の利率を用いた最低リース支払額の現在価値は \$5,120 となり、90%基準をみたす。

賃借人の場合も90%基準をみたし、かつ貸借人の二つの追加基準をみたすので直接金融リース（原価と公正価値が等しく、利益が出ないため）となる。

最低リース支払額の現在価値の計算

	追加借入利率 10.5% (月利8.75 %)*を用いた賃借 人の計算	リースに含まれてい る計算利率12.036 % (月利1.003%)を 用いた貸借人の計算
最低リース支払額		
リース料支払額	\$ 3,580	\$ 3,517
賃借人による残存価値保証額	<u>1,540</u>	<u>1,483</u>
	<u>\$ 5,120</u>	<u>\$ 5,000</u>

29 本設例は FASB ステイトメント第13号の付録Cに示されている設例である。計算および仕訳もそこに示されているものである。

リース開始時の資産の公正価値	<u>5,000</u>	<u>5,000</u>
公正価値に対する最低リース 支払額の比率	<u>102%</u>	<u>100%</u>

※この場合、賃借人の追加借入利率の方が賃貸人の計算利率よりも低いので、賃借人はリースの分類のためにはこれを使用する。

(2) 賃借人の会計処理

(i) リース契約時 (1977年1月1日) の仕訳

①(借)キャピタル・リース資産	5,000	
(貸)キャピタル・リース負債		5,000
リース資産の公正価値で資産・負債を計上。追加借入利率による最低リース支払額の現在価値が公正価値を超過しているため、この場合は公正価値のみを資本化する。		

②(借)キャピタル・リース負債	135	
(貸)現金		135
第1回のリース料の支払		

(ii) 1ヶ月末 (1977年1月31日) の仕訳

①(借)支払利息	49	
(貸)キャピタル・リース負債の未払利息		49
第1回目の支払利息の認識 〔 $(5,000 - 135) \times 1.003\% = 49$ 〕		
②(借)減価償却費	100	
(貸)キャピタル・リース資産		100
〔 $(5,000 - 2,000) \div 30 = 100$ 〕		

(iii) 2ヶ月初日 (1977年2月1日) の仕訳

(借)キャピタル・リース負債	86	
キャピタル・リース負債未払利息	49	
(貸)現金		135

(iv) リース期間終了後 (1977年7月1日) の仕訳

(借)現金	100	
キャピタル・リース負債	1,980	
キャピタル・リース負債の未払利息	20	
(貸)キャピタル・リース資産		2,000
リース資産処分益		100

リース期間終了後、資産は\$2,100で売却され、保証額をこえる\$100はリース賃借人が受取る。

(3) 賃貸人の会計処理

(i) リース契約時の仕訳

①(借)リース受取債権	6,050	
(貸)自動車		5,000
未稼得利益		1,050

直接金融リースへの賃貸人の総投資額 (\$135×30ヶ月+2,000)

②(借)現金	135	
(貸)リース受取債権		135

第1回のリース料の受取

(ii) 1ヶ月末の仕訳

(借)未稼得利益	49	
(貸)稼得利益		49

[純投資額×1.003%=(6,050-135-1,050)×1.003%]

(iii) リース期間終了後—資産処分—の仕訳

(借)現金	2,000	
(貸)リース受取債権		2,000

3. セール・アンド・リースバック

これまで、セール・アンド・リースバックについてはふれなかった。ここでは、設例とその仕訳を通じて、それが原則的には、³⁰売却とリースという二つの別個の取引としてではなく、資産を担保とした借入として処理されることを示す。したがって、売却損益は繰延べられ(リース資産の減価償却費に比例して控除される)認識されない。リースバックも実質優先の論理展開の典型例である。

30 売却した資産の一部分だけがリースバックされるときには、リースバックされない部分については売却とみて、売却損益を認識する。FASB リース・ステイメント、パラグラフ33, a, b. *FASB Statement No. 28, Accounting for Sales with Leasebacks: An Amendment of FASB Statement No. 13, 1979.* 戸張喜一郎「FASB リース会計基準の一部修正」『会計ジャーナル』1980年1月号。

〔設例3〕

ある会社は、①取得原価 \$ 3,000,000 (減価償却累計額 \$ 1,100,000) で、②公正価値 \$ 2,600,000 (時価) の建物を、③ \$ 2,500,000 で売却し、ただちにリースバックする。④リース期間20年、⑤リース料は年 \$ 400,000 (年末払)、⑦計算利率は年15%、⑦減価償却費の計算は残存価額 0 で、定額法とする。なお、リース賃借人=売手はリース期間末にその資産を \$ 1,000 で購入する 購入選択権をもつ。したがって、キャピタル・リースとなる。³¹

(1) 賃借人の会計処理

(i) リース契約時の仕訳

①(借)現金	2,500,000
減価償却引当金	1,100,000
(貸)建物	3,000,000
繰延売却益	600,000
売却の記録	
②(借)リース資産	2,500,000
(貸)リース負債	2,500,000
リースバックの記録	

(ii) 1年経過時の仕訳

①(借)支払利息	375,000
リース負債	25,000
(貸)現金	400,000
(2,500,000 × 0.15 = 375,000)	
②(借)減価償却費	125,000
(貸)減価償却引当金	125,000
(2,500,000 ÷ 20 = 125,000)	
③(借)繰延売却益	30,000
(貸)減価償却費	30,000
当期の繰延売却益償却分をもって減価償却費を減額	

31 本設例とその仕訳の出所は Sidney Davidson, Clyde P. Stickney & Roman L. Weil, *op. cit.*, pp. 18-18-20.

(2) 賃貸人の会計処理

(i) リース契約時の仕訳

①(借)建物	2,500,000	
(貸)現金		2,500,000
②(借)リース受取債権	8,000,000	
(貸)建物		2,500,000
未稼得利益		5,500,000

直接金融リースとして総投資額を記録³²

(ii) 1年経過後の仕訳

①(借)現金	400,000	
(貸)リース受取債権		400,000
②(借)未稼得利益	375,000	
(貸)稼得利益		375,000

(純投資額 $\times 0.15 = 2,500,000 \times 0.15 = 375,000$)

以上、キャピタル・リースの代表例を、リース賃貸人にとってセールス・タイプ・リースと直接金融リースとなる場合、および直接金融リースの一形態としてのセール・アンド・リースバックの具体的処理について考察してきた。その他にもレバレッジド・リースの形態もある。また、リースの条件はきわめて多様であるために、条件が異なるにつれてその処理方法も多様であり、複雑である。だが、ここで具体的な処理方法について考察したのは、多様で複雑な方法をすべて解明するためではない(また、そのようなことは筆者のできることででもない)。そうではなくして、現代リース会計の代表的形態について、その技術的処理方法の基本的な性格を理解するためである。

現代アメリカリース会計の技術的な特徴はなによりも、リース契約時に、賃借人側において資産と負債を計上し、その資産と負債の償却を通じ

32 Davidson たちのテキストでは

(借)リース受取債権	2,500,000	
(貸)建物		2,500,000

と純投資額で記録している。ここではさきの直接金融リースの場合と同様に、総投資額で仕訳した。したがって(ii)の仕訳もことなる。

て、減価償却費と負債に対する支払利息とを計上することであろう。

IV 現代リース会計処理方式の意味

1 会計上の利益数値の縮小

それでは、リース契約時において資産と負債を両建計上する特徴をもつ、いわゆるキャピタル・リース (またはファイナンス・リース) の会計処理方式の会計上の意味は何か。それは、リース会計手続の複雑さや、そこで展開される論理にとらわれることなく、ひたすら、その会計処理方式によってもたらされる会計上の結果をみれば簡明である。伝統的な会計処理方式 (またはオペレイティング・リース会計処理方式) が、リース料の支払時に、そのリース料を賃借人は費用として計上し、賃貸人は収益として計上するのに対して、キャピタル・リースの会計処理では、賃借人は費用を、リース料の支払時の支払額においてではなしに、減価償却費とリース負債に対する利息として認識・計上する。そして賃貸人は収益を、リース料の受領時の受領額においてではなしに、純投資額の残高に対して利子率を乗じた金額 (セールス・タイプ・リースの場合は契約時の売上収益をプラスして) で認識する。その結果は賃借人の場合には、さきのセールス・タイプ・リースの設例の第2表の2でわかるように、キャピタル・リースの会計においては、オペレイティング・リース会計処理におけるよりも、リース期間の初期には、リース・ステイトメントの処理基準によるかぎり、必ず費用が大きくなる。つまり、早期に費用化がなされる。賃貸人の場合には、逆に早期に収益を計上することになる。オペレイティング・リース会計処理方式とキャピタル・リース会計処理方式の違いは、この利益認識時期の違いからくる利益数値の相違である。両会計処理方式の違いは他のところにあるのではない。何よりも会計上の期間利益に与える影響にある。ここにこ

そ、現代リース会計の意味がある。

デイビッドソンたちもオペレイティング・リースとキャピタル・リース会計処理方式の相違をこの点において示している。デイビッドソンたちはつぎのような設例によって、オペレイティング・リースとキャピタル・リースの会計処理の相違を、つぎの第4表と第5表のようにまとめている。³⁴

〔設例〕

リース期間 3年

リース料 年\$12,500 (年払)

計算利率 年12%

賃借人にとってのリース資産原価 \$18,000

リース開始時の公正価値 \$30,000

減価償却は定額法、残存価額 0

(計算、仕訳のプロセスは省略する)

第4表と第5表のように、オペレイティング・リース法とキャピタル・リース法の比較が、年度ごとの計上費用と計上収益についてなされているところこそ意味がある。それは、両方法の違いはまさに各年度の計上費用と収益(つまり利益)の違いにこそあることを示しているからである。とりわけ、賃借人のキャピタル・リース会計処理法における費用の早期計上である。デイビッドソンたちはその第4表に関連して、つぎのように述べている。

33 しかも、あるリースを現実にキャピタル・リース処理するかオペレイティング・リース処理するかは、必ずしも自明ではない。むしろ実務上は操作の余地が大きいと思われる。なぜなら、リースを資本化処理するためのリース分類基準であるパラグラフ7 dの、リース支払額の現在価値がリース資産の公正価値の90%を超過すること、という基準は、その「公正価値」の評価について当然に判断を伴うであろうからである。その意味において、リース賃借人がキャピタル・リース方式によって会計処理するか否かには、弾力性が伴うといえよう。事実、公認会計士である戸張氏は「FASBのリース会計基準には、例のa, b, c, dという四つからなる分類基準があるが、実質的には90パーセント基準がそのすべてであると考えても誤りではない。しかも、それが実務を悩ます最大の難点だ」とされている。(戸張喜一郎「リース会計の現状と実務上の問題点」『企業会計』1980年12月号, 30ページ。)

34 Davidson, Stickney & Weil, *op. cit.*, pp. 18・7 and 18・10.

第4表 オペレイティング・リース法とキャピタルリース法における賃借人の計上費用の比較

	各年度に計上される費用	
	オペレイティング・リース	キャピタル・リース
1年目	\$ 12,500	\$ 13,600 (= \$ 10,000 + \$ 3,600)
2年目	12,500	12,532 (= 10,000 + 2,532)
3年目	12,500	11,368 (= 10,000 + 1,368)
合計	\$ 37,500 ^a	\$ 37,500 (= \$ 30,000 + \$ 7,500 ^c)

a. 支払リース料 b. 減価償却費 c. 支払利息

第5表 オペレイティング・リース法とキャピタル・リース法における賃借人の計上収益と費用の比較

	オペレイティング・リース法			キャピタル・リース法		
	収	益 - 費	用 = 利	収	益 - 費	用 = 利
1年目の初め	—	—	—	\$ 30,000 ^b	\$ 18,000 ^c	\$ 12,000
1年目 末	\$ 12,500	\$ 6,000 ^a	\$ 6,500	3,600 ^d	—	3,600
2年目 末	12,500	6,000 ^a	6,500	2,532 ^d	—	2,532
3年目 末	12,500	6,000 ^a	6,500	1,368 ^d	—	1,368
合計	\$ 37,500	- \$ 18,000	= \$ 19,500	\$ 37,500	- \$ 18,000	= \$ 19,500

a. 減価償却費: \$ 18,000/3 b. 売上 c. 売上原価 d. 受取利息

「オペレイティング・リース法とキャピタル・リース法の違いは費用の認識・計上時点、ならびに損益計算書と貸借対照表勘定への記録の違いである。キャピタル・リース法は資産と負債の両者を認識するとともに、オペレイティング・リース法よりも早く費用を認識・計上する。」

「この簡単な例では、キャピタル・リース法での費用は、第1年目ではオペレイティング・リース法での費用よりも、わずかに大きいだけである。リース期間が20年を超えるような、より現実的な場合には、キャピタル・リース法での第1年目の費用はオペレイティング・リース法での費用よりも25%大きいであろう。」³⁵

ここにこそ、キャピタル・リース法が現代リース会計において導入され

た意味がある。

シリングローはリース資本化処理の提唱者の一人として知られている。かれは1958年の論文のなかで、リースの資本化とその償却は原価による評価の原則に一致し、したがって、それは「現在の会計原則」と完全に一致する³⁶ものとして論理化する主張を展開した。それは、当時の理論的状況のなかでは比較的合意を得やすい論理形式によって、とにかくリースの資本化処理（資産・負債の計上）の導入を果たそうとしたものと考えられる。そのようなねらいをもつと思われる論理展開のなかにおいてではあるが、かれはリース資産とリース負債の償却は、どのような方法にしる、「現在のリース会計の方法（賃借料支払時の費用計上—加藤）と比較して報告利益を変えない」³⁷ような方法でなすべきことを主張した。

シリングローが用いている設例

リース開始時のリース資産および負債の計上金額 \$ 960,240。

リース期間30年。

リース料支払額 \$ 85,295（年度末払）。

利子率 年8%。

シリングローは第1年度の費用の計算方法について、第6表のように3つ

第6表 リース資産・負債の償却の比較

第1年度の費用	資産・負債の両者を constant yield 法 償却	資産のみ定額法償却	資産・負債の両 者を定額法償却
リース資産償却	\$ 8,476	\$ 32,008	\$ 32,008
利子費用	76,819	76,819	53,287*
合計	85,295	108,827	85,295

* $(85,295 \times 30) - 960,240 = 1,598,610$
 $1,598,610 \div 30 = 53,287$

36 Gordon Shillinglaw, Leasing and Financial Statements, *The Accounting Review*, October 1958, p. 591.

37 *Ibid.*, p. 587.

の方法をあげて、つぎのように述べている。

「我々の例では85,295ドルの年々のレンタル料支払額が、現在、毎年費用にチャージされている(……)。もし constant yield 法が資産と負債の両者に使われるなら、同じ合計額が費用にチャージされる。もし定額法が資産に対してのみ適用されるなら、利益への賦課額合計は84,295 (85,295の誤植であろう——加藤) ドルではなくなる (108,827ドルとなる——加藤)。……異なる方法が資産と負債の償却に適用されるなら、リース負債の帳簿価額は資産の帳簿価額をつねに超過することになる。これは両者の価額が同じ契約に関係し、そして、最初は同じ基礎資料から生ずるのであるから、非論理的である。さらに、かかる取扱は、上の表で例証されているように、報告利益をゆがめるもの³⁸と考える……。」

だが、今日、FASB のリース・ステイトメントで義務づけられている方法³⁹は、シリングローが、非論理的であり、報告利益をゆがめるとして反対した、まさにその方法である。シリングローは、まずリース取引における資産と負債の計上に合意を得ることに力点をおいていたのであろう。だから、利益に影響を与える償却方法を否定したものと考えられる。だが、そのようなリースの資本化が究極的にもたらす会計上の意味は、たんに資産と負債を貸借対照表に計上することにあるものでないことを、この事例はまことに良く示している。リースを資本化し、資産と負債を計上することの意味は、その資産と負債の償却を通じて計上費用を増大させ、したがって計上利益を減少させることにある⁴⁰。だからこそ、シリングローの論文のように、たんなる理論レベルの場合とはにかく(それはそれで一定の役割をはたしたことはさきに指摘したが)、GAAP 化の段階においては、伝統的な会計方法によるよりも、費用をかならず早期に計上する方法がとられたのである。リース契約時に資産と負債を計上し、その両者に異なる償却方法

38 *Ibid.*, p. 587.

39 FASB のリース・ステイトメントでは、リース資産の償却を同種の自己所有の資産と同じ償却方法によっておこなうことを(パラグラフ11a, b)、そして負債に対する利息は負債残高に対して一定利子率となるように計上することを規定している(パラグラフ12)。

40 村瀬儀祐『現代会計の基礎』森山書店、昭和56年、第4章、第2節、3リース会計。

を用いる現代リース会計の会計上の意味は、リース賃借人により大きな費用の計上を、そして小さな利益の計上を可能にすること、まさに、その点にあると考える。

2 税務上のリース処理との相違と減税現象の論理化

それでは、リース賃借人の側に上述のような費用の早期計上=利益数値の縮小をもたらすリース資本化処理の会計方式は、経済現象に対してどのような合理化機能をはたすのであろうか。

まず配当に関していえば、アメリカの場合には、会社法には具体的な会計規定は存在せず、事実上サイレント⁴¹であることから、現代のリース資本化処理方式による利益数値の縮小は配当抑制現象の合理化機能と直接的に結びつきうる。つまり、配当可能利益の前提となる年度利益の計算のための会計規定は、一般に認められた会計原則に全面的にゆだねられている。したがって、配当現象との関係では、GAAP として論理化される現代リース会計処理方式が会社法においても、その妥当性を認められ、社会的・法則的に成立する配当抑制現象の合理化に機能する、といえる。その意味で、配当現象との関係は比較的簡明である。

だが、税との関係では、問題はやゝ複雑である。なぜなら、アメリカの税務会計のあり方は、一般に認められた会計原則に依拠する帳簿会計上の利益を課税所得計算の出発点とし、それに税務上の規定による調整をおこなうようになっている。したがって、税務上の要件 (requirements) によって GAAP 会計が拘束されることはなく (後入先出法の使用を唯一の例外として)、企業は税務上の規定から離れて、GAAP にしたがって帳簿上の会計をおこなうことができる。つまり、GAAP にもとづく会計は一般目的会

41 Stephen A. Zeff, *Forging Accounting Principles in Five Countries: A History and an Analysis of Trends*, Stipes Publishing Company, 1972, p. 130.

計であって、特殊目的会計である税務会計はそれを尊重し、それに依拠するが、税務上の独自の規定がある部分については、GAAP 会計は税務上の会計とならず、調整をうけることになる (GAAP 会計と税務会計はきわめて多くの部分において一致するが)。リース会計についても、この一般論があてはまる。

GAAP 上のリース会計においては、さきに考察したように、リース賃借人の側についてみれば、キャピタル・リースの条件に合致するもののみを資本化処理して、毎期の支払リース料ではなしに、減価償却費と利子とを費用として計上する。一方、オペレーティング・リースの場合には、毎期の支払リース料がその支払期間の費用になる。

これに対して、連邦税法上では「売買」と解釈されないリース契約の場合には、賃借人は毎期のリース料を全額その期間の費用とし、益金から控除することを認められる (賃借人は利益として報告)⁴²。一方、そのリース契約が事実上、売買と認められると、賃借人はリース料を益金から控除することはできず、リース資産の減価償却費をリース資産の耐用年数にわたって (リース期間ではない) 計上し、かつリース支払額のうち支払利息にあたる部分を損金として控除することを認められる (賃借人の側は、売上による利益を計上しなければならない。その利益は割賦法 <installment method> によって計上することはできるが。その場合、賃借人は当然、減価償却費を控除することはできない)。

なお、内国歳入局 (Internal Revenue Service) は、以下の 8 つの条件のうちの一つでも存在する場合には、財産の売買があったものとみる、という⁴³。

42 リースについての GAAP 会計と税務会計との相違はたとえば、つぎの文献で論じられている。Albert H. Cohen, *Long Term Leases: Problems of Taxation, Finance and Accounting*, 1954, University of Michigan Press. J. Kenneth Alderman and C. Wayne Alderman, *Accounting for Leases*, *Journal of Accountancy*, June 1979.

43 J. Kenneth Alderman and C. Wayne Alderman, *op. cit.*, pp. 76-77.

1. 賃借人がその財産についての持分 (equity interest) を取得する場合。
2. 賃借人がその財産に対する所有権を取得する場合。
3. 比較的短い期間のリース支払額が所有権の取得に必要な金額の大部分にある場合。
4. リース支払額が適正な賃借価値 (rental value) を超過する場合。
5. 割安購入選択権が与えられている場合。
6. 毎期の支払額の一部が利子であることを明示されているか、認識されている場合。
7. リース支払額と選択購入価額の合計が、そのリース開示時の購入価額にほぼ等しい場合。
8. 短期間のリースの支払額が購入価額にほぼ等しく、かつ名目価額でのリースの更新を規定している場合。

このように、内国歳入局による売買の基準には具体的な数量基準がなく、FASB ステイトメントのキャピタル・リースの基準よりも抽象的である。アルダーマンたちは、「内国歳入局によれば、リース契約の当事者たちの意図(intention)が、リース契約のもっとも重要な指標(indication)である⁴⁴」としている。したがって、税務上の売買の解釈には判断の余地がかなり存在しうると考えられる。このことは、あるリース契約のもとでのリース期間が、当該リース資産の税務上の耐用年数よりも短く、かつ税務上そのリースをレンタルとして処理することによって支払リース料を全額その支払期間の損金として控除することが容認されるときには、そのように処理することによって税務上の耐用年数の短縮によるのと同様の効果をあげうるであろう(第2表の1で、リース料をオペレイティング方式で処理したと同じ効果)し、また、そのようなリース契約が税務上ではレンタルとならずに「売買」と解釈されることによって、リース資産の耐用年数期間にわたっての減価償却費と利子との控除が認められる場合には、リース期間と耐用年数とが一致したリース契約のもとでのキャピタル・リース会計方式と同様の早期費用計上効果をあげうることを意味する。つまり、一方ではリー

44 *Ibid.*, p. 79.

ス期間を著るしく短く(リース期間終了後には安いリース料での更新選択権や割安購入選択権を認めて)することによって、リースという形式による加速度償却=損金巨大化をはかることを防ぐために、そのような短期間に計上される支払リース料の即時全額損金控除を、資産の売買であるとすることによってある程度防止する処置(抽象的規定であるがゆえに判断の余地が大きいと考えられる)をとっている。だが、一方では「売買」と解釈されるリースの処理については当該資産の耐用年数にわたるリース料の均等額損金化(たとえば第2表の1の例では、 $16,000 \div 6 = 2,666$ ドルを損金化すること)、すなわち、リース料の単純な損金繰延ではなしに、「売買」という論理のもとに、GAAPのリース資本化処理におけると同様に、減価償却費プラス利子の損金控除を認めるものとなっている。このことは、税務上の「売買」リースの処理も、GAAPのキャピタル・リース処理と同様の損金・費用計上を可能にするものである。リース分類基準について税務上の解釈との間に若干の相違はあるとしても、GAAP上のキャピタル・リース会計方式によってもたらされる費用の早期計上と縮小された利益数値は、税務上においても認められ、減税現象の合理化に機能する、といえる。

現代会計学の理論によって論理化されるリースの資本化処理会計方式による費用の早期計上は、その会計上での論理化を通じて、税・配当現象の合理化に機能するものといえる。

V 現代リース会計合理化の論理

リースを資本化処理するアメリカの現代リース会計は、これまで考察してきたごとく、1976年のFASBステイメント第13号をもって、制度的にもほぼ確立し体系化したといえよう。その論理化の過程は永く、多様なものであったと思われる。リース会計論理化の過程においては、リースを

未履行契約とみる立場から、その資本化計上に反対する意見も多く展開されたのは当然である。Zises,⁴⁵ Bevis,⁴⁶ Alvin⁴⁷などはリースの資本化計上に反対した。だが、リース資本化はいわば会計実務の基本的方向であった。そして、論理化の形態は初期の段階においては、さきのシリングローのように、リース資産とリース負債の内容を検討するかたちで、リース資本化会計を原価主義の立場にあるもの、したがって、当時の「会計原則に一致する」ものとして論理化を試みるものもあった。それはその当時の理論状況からすれば、伝統的会計の枠組を根本的に変えるものではないとする論理展開の方が、合意を得やすかったためであろう。そのことは制度レベルにおいても同様であった。「II」のリース資本化処理の GAAP 化の過程でみたように、会計研究公報第38号や、APB オピニオン第5号の段階では、「実質上の割賦購入」という論理づけによるリース資本化処理の合理化であった。それは論理の体系としては、まだ、近代会計理論の枠組のなかに入りうるものであろう。だが、徐々にその「実質的購入」の枠組を突破し、APB オピニオン第7号、第27号、FASB ステイトメント第13号では「所有に伴うリスクおよび便益の移転」にまで拡大していった。これは「実質的購入」論をさらに一步出たものである。そしてそのことによって、資本化処理するリースの範囲を拡大した。しかし、さらにその範囲を拡大しようという論理が展開されてきた。ラパポートもその一人であろう。彼はつぎのように言っている。

「リース資本化の提案を検討するにあたっては、二つの一般的なアプローチがとられる。一つのアプローチは当該リース契約が現在受け入れられている取引概念に

45 Alvin Zises, Disclosure of Long-Term Leases, *The Journal of Accountancy*, February 1961.

46 Herman W. Bevis, Accounting for Leases, in *Reading in Accounting Theory* edited by Garner and Berg, Houghton Mifflin Company, 1966.

47 Gerald Alvin, The Execution of the Nonfinancial Leases: An Accounting Transaction? in *Financial Accounting Theory II* edited by Keller and Zeff, McGraw Hill, 1969.

合致するかどうかを、たんに決めることである。第二のアプローチは、本稿においてとられているものであるが、当該リース契約が会計上認識するに値するかどうかを判断するのに、そのリース契約の経済的側面を検討することを伴う。この判断は究極的には、リースの資本化が財務諸表をより有意義にするかどうかという基準にもとづいてなされ、現在受け入れられている取引概念によって左右されない。まことに、この基準によれば、我々の分析は支配的な取引概念を、リース契約やその他の同等の契約を認識することに適応するように拡大する提案となる。要するに、第二のアプローチを選択し、第一のアプローチを否定することは、取引概念が有用であるためには、それが関係する事業の環境⁴⁸に⁴⁸応じうるようにダイナミックでなければならない、という命題にもとづいている。」

このようにラポポートの見解は有用な情報の提供という論理によって、第一のアプローチによってはなかなか乗り越えられない「リースは未履行契約である」という取引概念の障壁を一気に乗り越えて（それとは異なる次元あるいは方向から）、リースのみならず他の未履行契約の資本化をも合理化しようとするものである。このような論理が果たす会計上の意味は何か。それはこれまでの分析によって明らかである。どのような論理展開とプロセスによって合理化されようとも、一度ある数値をもつリース資産とリース負債という勘定科目が貸借対照表に計上されるならば、それはその論理化の形態（たとえば、実質購入説であろうが、使用権の移転説であろうが、有用な情報の提供であろうが）とは無関係に、さきに考察したごとく、リース資産と負債の償却を通じて、費用の早期計上、利益の縮小としての会計上の機能を果たすということである。したがって、資本化するリースの範囲を拡大する論理は、その論理形態や展開方法の如何をとわず、費用計上・利益縮小という会計上の機能を果たすものである。それが存在しうるのは、その

48 Alfred Rappaport, Lease Capitalization and the Transaction Concept, *The Accounting Review*, April 1965, p. 373.

なお、リース契約が会計上の取引であることを論理化することを試みた論文として Joseph F. Wojdak のつぎの論文もよく知られている。

Theoretical Foundation for Leases and Other Executory Contracts, *Accounting Review*, July 1969.

ような会計上の機能を果たすからである。そして「会計上の利益の縮小」がもつ意味は、経済法則によって規定される配当抑制現象、大企業の減税現象、公共料金の値上げといった経済現象の合理化・促進に機能することである。

会計理論は論理の一貫性とか、その論理構成の方法とかの形式によってではなしに、それが果たす会計上の機能の内容において理解されなければならない。⁴⁹

現在、FASB のもとで体系的な構築が進められている「財務会計概念ステイトメント」は、本稿で考察してきた現代リース会計をも含めて、近代会計の理論体系のなかでは認識・計上を論理化できなかつた諸項目（年金、偶発債務、インフレなど）の会計上の認識を論理化することに機能するものである。リースの資本化処理を内容とする現代リース会計の論理化もこの FASB 概念ステイトメントの作業に支えられているし、また、リース会計実務を含む現代会計実務が FASB 概念ステイトメントの作業を要求し、規定しているものと考ええる。

49 宮上一男「会計と論理—現代会計の実務と論理」『会計ジャーナル』1981年5月号。